

富士市成年後見制度利用支援事業実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、富士市長（以下「市長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する後見等開始審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合並びに成年後見制度に関する費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 審判請求

(審判請求に係る調査)

第2条 市長は、民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）を必要とする者（以下「本人」という。）について審判請求を行うに当たりその必要性を判断するため、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の有無
- (3) 親族等が審判請求を行う意思の有無
- (4) 本人に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性

(市長による審判請求)

第3条 市長は、前条の規定に基づく調査を実施した結果、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本人の福祉の向上を図るために成年後見人等の選任が必要であると判断したときは、審判請求を行うことができる。

- (1) 本人に親族等がないとき
 - (2) 親族等による審判請求が期待できないとき
- 2 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族で審判請求を行う者の存在が明らかなきときは、市長による審判請求は行わないものとする。

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

- 2 市長は、本人に審判請求費用の負担能力があると認められる場合においては、審判請求を行う際に本人に審判請求費用を負担させる旨を上申することができる。
- 3 市長は、審判請求をする際に、事前に行う医師の診断に係る費用及びその他事前に要する費用を負担する。ただし、本人に支払能力がある場合はこの限りではない。

第3章 報酬費用助成

(対象者)

第5条 市長は、市長による審判請求を行った本人のうち成年後見人等が確定した者（以下「成年被後見人等」という。）及び後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見監督人等」という。）が確定した場合に確定した成年被後見人等又は本人若しくは本人の親族が審判請求を行った本人のうち、親族ではない第三者である成年後見人等が確定した市内に住所若しくは居所のある成年被後見人等及び後見監督人等が確定した場合に確定した市内に住所若しくは居所のある成年被後見人等であって、次のいずれかに該当する者に対し報酬費用の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 成年後見人等の報酬を負担することで、同法第6条第2項に規定する要保護者となる者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者
- (4) その他、成年後見人等及び後見監督人等の報酬について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所の報酬付与の審判を受けた成年後見人等及び後見監督人等を助成の対象とすることができる。

- (1) 前項の規定により助成の対象となる者が第8条の規定による申請を行う前に死亡した場合
- (2) 前項の規定により助成の対象となる者が家庭裁判所による報酬付与の審判の前に死亡した場合

(助成額及び付加助成額)

第6条 助成額は、成年後見人等及び後見監督人等が行う報酬付与審判の請求の結果、家庭裁判所が決定した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ被後見人等1人につき当該各号に定める額を上限とする。ただし、同一の月に在宅の期間と施設等入所の期間（病院に入院する期間を含む。）が存する場合は、在宅者とみなす。

- (1) 施設入所又は長期入院している場合 月額12,000円
- (2) 在宅者の場合 月額20,000円

2 付加助成額は、成年後見人等及び後見監督人等が行う報酬付与審判の請求の際、付加報酬を求めた結果、家庭裁判所が決定した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ被後見人等1人につき当該各号に定める額を上限とする。ただし、同一の月に在宅の期間と施設等入所の期間（病院に入院する期間を含む。）が存する場合は、在宅者とみなす。

- (1) 施設入所又は長期入院している場合 月額6,000円
- (2) 在宅者の場合 月額8,000円

(対象期間)

第7条 助成対象期間は、第8条に定める申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

(申請者)

第8条 報酬費用助成を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、成年被後見人等又は成年後見人等及び後見監督人等とする。

(申請)

第9条 申請者は、成年後見人等及び後見監督人等が家庭裁判所に報酬付与の審判を行う前に、本事業の利用について市長と協議しなければならない。

2 申請者は、富士市成年後見制度利用支援事業報酬費用助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

- (1) 「後見等または後見監督等開始の審判書謄本」の写し又は「登記事項証明書」の写し
- (2) 「報酬付与の審判書」の写し
- (3) 被後見人等の生活保護受給者証の写し（生活保護受給者の場合に限る。）
- (4) 財産目録その他の被後見人等の資産等の状況がわかる書類の写し
- (5) 被後見人等の入退所（入退院）履歴について証明できるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 同一の成年被後見人等に係る報酬費用助成を申請する成年後見人等が2人以上いる場合は、同時に申請しなければならない。

(決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、富士市成年後見制度利用支援事業報酬費用助成（決定・却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定に基づき助成決定の通知を受けた者は、市長に対して富士市成年後見制度利用支援事業報酬費用助成金請求書（第3号様式）により請求を行うことができる。

(届出の義務)

第11条 この要領による助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 被後見人等に財産があることが判明した等、第5条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき

(助成金の返還請求)

第12条 市長は、虚偽の手段によりこの要領による助成金の支給を受けた者に対し、富士市成年後見制度利用支援事業助成金返還決定通知書（第4号様式）により当該助成金の返還を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定は、平成27年10月1日から適用する。
- 3 第6条第1項の規定による助成上限額は、助成対象期間のうち平成27年10月以降の月分について適用し、同年9月以前の月分については、平成22年5月1日施行の富士市成年後見制度利用支援事業実施要領第11条に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。